

以上は、より見つけなかつたものが過失なんだ、こういう見解に立つこと、これは多少過酷な処置でないかというところも考えられるのでありまして、他にどうしても方法がないというならば、それは根本的に、今度は建設機械等に相当権を設定し得ること自体が可能かという基本にさかのぼつて参つてしまふので、たとい建設機械といえども、相当権を設定することによつて、これら建設業者の合理化をはかり、また日本の建設機械の促進に資するという大眼目があります以上は、やむを得ないとすれば、多少の不便も忍んで法律を制定するというところも考えられるのでありますが、しかし、できる限りの注意と親切は尽して置かなければならぬと思つております。そこで第三者に対抗し得る裁判所の判例あるいは最近の学説等について、御答弁があれば承つておきます。

○南政府委員 私的答弁の中に、補足させた点があるように思ふので、補足させていただきますが、建設機械抵当法案が、ほんとうに善意無過失の取引者を保護するかどうか、公示の方法がはたしてこの法案においては、機械の部分特定いたしましたして打刻するのでありますが、そういうような公示の方法が、取引の善意無過失の人たちを保護するのに適当な方法であるかどうかという問題にもなつて参ります。しかしその実際の機械の動きを勘案してみますと、御承知のように建設機械のようなものは、だれでもかれでも普通の人がこれを持つて役に立つものとは考えておりません。やはり建設機械が建設機械としての効用を發揮するには、同業者あるいはそれに近きもの、

こういうふうになりまして、取引の流通過程におきましては、非常に限定されて参ります。そういう人たちが機械を手に入れた際においては、特別の注意が在る、そういう注意のいる条件をいたしまして、機械の特定部分の一つの検査を打刻するというところで、取引の安全を相当保護することもできる、こういうふうな私たちは考えて、この法律をつくつたわけでありまして、学説判例につきましては、政府委員から答弁をいたさせます。

○石破政府委員 先ほど政務次官が説明申し上げた通り、建設機械につきまして登記登録の公簿の記載をもつて権利の対抗要件とするようなものにつきましては、民法百九十二条の規定の適用にならないという点につきましては、一応現在の通説にもなつておるようでございますが、なおこの点につきましては、法務省とも十分連絡いたしております。現にこの法律は関係整理するにつきますと、法務省との共同整理にしておるのです。また学者の意見も一、二ただしたわけでありまして、我輩博士なども、大民法第百九十二条は動かないという御解釈のようでありまして、判例につきましては、これも非常によく似ております航空機抵当という制度があるのであります。これはまだ法律ができて非常に日が浅いものでありますから、判例はまだないのであります。自動車抵当についてもまだないのであります。これも、ひつくり返して申しますが、従来これに似たものの制度をとつておりますが、自動車、航空機についても、この百九十二条と登記との関係において、あまり権利の争いが起らなかったと考え

られるのであります。なお、話の通り、それは申しまして、おそろしく航空機とか自動車について問題が起らないというところは、それ／＼の法律を實施する行政官庁が、万全の措置を講じておつたということも考えられるわけでありまして、私もこれといたしまして、この法律を施行するにつきますと、は、そういう先例も十分調べて参りましたと思ひますが、現在考えておりますことは、この法律の施行期日が六箇月以内に政令で定める必要から、これを施行することに相なつておりますが、期間もあることとありますから、新聞、ラジオその他あらゆる方法を講じて、法律措置によらないものではありますけれども、一般國民に十分徹底する措置をとりたい。また第四条の打刻につきましては、第二項に、打刻及び検査に關して必要な事項は、政令で定めることにいたしておるのであります。この打刻記号の大きさとか、場所とか、そういうものにつきましては、これももつぱら善意の第三者を保護するという見地から、だれが見てもわかるような場所に、だれが見てもわかるような大きさで打刻なり何なりをした、かように考えております。なおまたしめかりと固まつてはおりませんけれども、私も私の考えとしては、この法律にはありませんが、実際の行政措置としては、買方方に迷惑がかからぬようにするために、できればこういう登記があつたものは、建設省でも相当正確な資料を集めており、建設省なりその出先に照会してくだされれば、まず一応は安心が行くというような制度もこれは適用される危険もありますけれども、そういう制度も考え、あら

ゆる方法で六箇月間に措置を講じて行きたい、かように考えております。

○村瀬委員 建設政務次官の、これは一般の鉛筆を買つたり、普通の品物を買つたりするようなものではなくて、特殊関係業者が売買をするというような点から、私の先ほどから申しておるような心配がある程度防げるのではなからぬかという話は、私もさう思うのであります。問題は、建設機械抵当法を例にとりますれば、第四条の第二項によつて、記号の場所とか大きさ等が政令で定まるということとあります。そうして六箇月の期間に周知徹底も十分はかるというのであります。それはもちろん万全の方途を講じていたのだかねばならないのでありますが、大体どのくらいの大さきの部品を予定なさつておられますか。それから、ブルトーザを例にとりますれば、普通どこを見れば一見してすぐに大体この機械はどうなつておるといふことがわかるような、一般の人の常識にまでもなり得るような場所も、ひとつ選定をしていただきたいと思ひます。馬の売買には、たいてい歯を見れば年齢がわかるのであります。そういうように、どこか一箇所を見ればすぐわかるということになれば、第三者に対するそういう／＼な問題も防げらると思ひのであります。

いま一つは、周知徹底の方法であります。先ほど官房長のお話で、建設省に照会をしてもらへばよいということでありまして、これも機械が非常に多くなつて参りますと／＼で、たとえば建設業界新聞などにその一瞥をつくるのも便利な方法であります。ところが、そういうことをしてもらつて

は困る、この機械が抵当に入つてゐるということになつたら、会社の信用にかかわるから、そんなことを公示してもらつては困るというような意見も出て来ると思ひのであります。一般の個人的な取引あるいは会社の経営内容というものに触れまると、それはなかなか／＼が簡単に考えるようなわけに行かないかと思ひのであります。が、それらに關して國民の常識にまでもなるように十分徹底いたしますことが、すなわち日本の建設機械を普及せしめ、性能を發達せしめ、國民的関心を持たすことに役立つのであります。一面、民法第百九十二条との紛争が起らないためにも、また建設機械の普及發達のためにも、予算も十分使つて、これらの周知徹底の方法を講じていただきたいと思ひのであります。それに対する建設省の御方針を、もう一度お伺ひしておきたいのであります。

○石破政府委員 お尋ねになりました打刻の場所、大きさ、こういうような点についてであります。これは御承知の通り、機械によつて一概には申し上げられませんが、趣旨は善意の第三者を保護することをねらいにいたしたいと思ひます。大ざつぱに申し上げられますことは、まずこれはどうしても本体部分に刻印しなければならぬ、しかもそれは見やすい部分でなければならぬと考へられます。大体の機械には、そのメーカーのいつ幾んど／＼でつくつたというふうなことが、それから性能などが書いてあります。できればその附近にやつたらどうかと思ひます。私はよく知りませんが、まさか機械の裏の方にそれが

は困る、この機械が抵当に入つてゐるということになつたら、会社の信用にかかわるから、そんなことを公示してもらつては困るというような意見も出て来ると思ひのであります。一般の個人的な取引あるいは会社の経営内容というものに触れまると、それはなかなか／＼が簡単に考えるようなわけに行かないかと思ひのであります。が、それらに關して國民の常識にまでもなるように十分徹底いたしますことが、すなわち日本の建設機械を普及せしめ、性能を發達せしめ、國民的関心を持たすことに役立つのであります。一面、民法第百九十二条との紛争が起らないためにも、また建設機械の普及發達のためにも、予算も十分使つて、これらの周知徹底の方法を講じていただきたいと思ひのであります。それに対する建設省の御方針を、もう一度お伺ひしておきたいのであります。

は困る、この機械が抵当に入つてゐるということになつたら、会社の信用にかかわるから、そんなことを公示してもらつては困るというような意見も出て来ると思ひのであります。一般の個人的な取引あるいは会社の経営内容というものに触れまると、それはなかなか／＼が簡単に考えるようなわけに行かないかと思ひのであります。が、それらに關して國民の常識にまでもなるように十分徹底いたしますことが、すなわち日本の建設機械を普及せしめ、性能を發達せしめ、國民的関心を持たすことに役立つのであります。一面、民法第百九十二条との紛争が起らないためにも、また建設機械の普及發達のためにも、予算も十分使つて、これらの周知徹底の方法を講じていただきたいと思ひのであります。それに対する建設省の御方針を、もう一度お伺ひしておきたいのであります。

書いてあるのはなかりうと思ひますので、そういうふうにしたうと思ひます。

なお、その大ききでございますけれども、これもまだ十分研究いたしておりませんが、先ほど申し上げました趣旨に沿ひまして、なるべく大ききと考へておられますが、これもその大ききのを打たれては困るうことを言われる方が出て来られるかもしれせん。その辺は非常にむづかしい問題だと思ひますけれども、要は善意の第三者を保護し、かつその機械を抵当に入れた方の信用もあまり落さないように——これは非常に苦心もいると思ひますが、やらなければならぬと思ひます。

その他周知徹底のためには、予算はこれにはまだ特別にはとつておりませんが、既存のほかの予算で流用可能な予算もあるわけでありまして、あまり金のいらぬような方法で、できるだけ周知徹底をはかりたいと思ひます。

○村瀬委員 今大きき等はあまり大きいときらうかもしれないという御答弁でありましたが、そういう心配はいらないと思ひます。それを新聞等に公表する、大勢いる場所に公表する場合、それは本人の意思を無視してやることは困難かもしれせんが、大きき等については、かれこれ言ふ必要はない。そこで問題は、たとえば一例をあげますならば、建設機械抵当法に、そういうことが規定されてないのであります。その打刻を故意か偶然か——打刻の方法にもよります。大メーカーはたいいていアウト・プレートを打つておられますが、ああいう型にすると、悪意でなしにぼろりと落ちることも考へ

られるのであります。本体のところへ大きな彫刻的なものをやるということになれば、脱落しないことを絶対考へねばなりませんが、万一何らかのことでそれが脱落をした——悪意で脱落した場合、これは刑法上の何かになるかも知れませんが、あるいは刻印が摩滅しておるかなんかで全然わからなかつた、そうして買つたんだ、だから自分はまったく善意無過失だということとで平然としておつたというような場合が一つ。それから悪意で摩滅しようとした場合には摩滅ができるから、これはどうしても、摩滅しようとしても摩滅できない方法を講じなければならぬというところを申し上げるわけでありまして、何らかの方法で摩滅をした場合、そういうことをした人は、いわゆる詐欺か何かになりまして、いさやういさやうの善意無過失で買ひ取つた場合、どうなるかということが問題になるわけでありまして、そういう刻印がついておつても、民法第九十二條との関係はどうかということ、最初私は問題にした。ところが、それは先ほど

政務次官また政府委員から、我々博士ですかの学説にもあるし、そういうことは第三者に對抗できないのだ、だから刻印のある場合は無過失とは言えない、だから抵当権は保護されるんだ、こういう御答弁でありましたが、そうなるおればそれもよろしいと思ひます。しかし、ほんとうに刻印が消えておつた場合、無過失であつた場合、そのときには、これは第三者を縛るわけには行かないと思ひます。そういう場合の御処置等について、お考えを承りたいのであります。

○南政府委員 お答え申し上げます。

打刻の方法は、非常に問題になると思ひます。しかし、どういう打刻の方法をもつても、今村瀬さんの御質問のよ

うな点は、起り得る問題であります。百九十二條は、その打刻が悪意であつても善意であつても、普通の状態において打刻なきものと同様な効果を生じておつた場合には、百九十二條の適用を受けます。善意の第三者は保護を受けます。判例はないと思ひますが、似た例が不動産登記にも起きておりまして、登記官吏の過失で登記をやりこなつて、抵当権が抹消されておるといふような場合に、もし善意の第三者がこの抵当権を取得した場合、これは公示方法にあやまちがあつたのでありまして、判例において善意の第三者として保護される。従つてその精神を、——やつてみなければわかりませんが、そういう判例のことを考へてみますれば、公示の方法が善意、無過失で公示なきものと同様になつておつたことに信頼を置いて取引した取引者は、百九十二條の適用を受けまして保護せられると考へるべきだと私は考へます。

○久野委員長 本日はこれにて散会いたします。

午後一時二十二分散会

〔参照〕

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案（内提出）に関する報告書
建設機械抵当法案（内閣提出）に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十九年四月二十四日印刷

昭和二十九年四月二十六日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局